

官報

号外

平成七年二月十七日

○第百三十二回 衆議院會議録 第七号

平成七年二月十七日(金曜日)

議事日程 第四号

平成七年二月十七日

午後零時三十分開議

第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

阪神・淡路復興委員会特別顧問任命につき国会法第三十九条ただし書の規定により議決を求めの件

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三十三分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

阪神・淡路復興委員会特別顧問任命につき国会法第三十九条ただし書の規定により議決を求めるの件

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。

内閣から、阪神・淡路復興委員会特別顧問に本院議員後藤田正晴さんを任命するため、国会法第三十九条ただし書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長田中恒利さん。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田中恒利君登壇〕

○田中恒利君 たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成六年における公務員給与の改定及び消費物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を平成七年四月分から一・一%引き上げるほか、各種加算額等についても所要の改定を行うとするものであります。

本案は、二月三日本委員会に付託され、九日山口総務庁長官から提案理由の説明を聴取し、昨十六日質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

よって、日程は追加されました。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○議長(土井たか子君) 地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長川崎二郎さん。

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○川崎二郎君登壇

○川崎二郎君 たいだいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講じようとするものであります。その内容は、被災者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成六年において生じた損失の金額として、平成七年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるとすることとしたしております。

本案は、本日本委員会に付託され、野中自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成七年二月十七日 衆議院會議録第七号

阪神・淡路復興委員会特別顧問任命につき国会法第三十九条ただし書の規定により議決を求めるの件 恩給法等の一部を改正する法律案

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出

○議長(土井たか子君) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。大蔵委員長尾身幸次さん。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案及び同報告書 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔尾身幸次君登壇〕

○尾身幸次君 ただいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、阪神・淡路大震災による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に、かつ、平成六年分の所得税の申告期限前という特殊な時期に発生したこと及び大震災が神戸港という我が国の貿易拠点を直撃し甚大な被害を引き起こしたこと等を踏まえ、被災者等の負担の軽減を図る等のため、緊急に対応すべき措置を講じようとするものであります。

以下、その主な内容を申し上げます。まず、所得税につきまして、今回の大震災により住宅や家財等について損失が生じたときは、平成六年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるとともに、住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、この雑損控除の特例との選択により、平成六年分の所得税について、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による軽減免除の適用を受けることができる特例を設けることとしております。

また、雑損控除の特例との関連で、今回の大震災により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を平成六年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる特例を設けることとしております。

さらに、関税につきましては、今回の大震災の被災者に係る関税の納期限を延長する等の特例、救済物資等を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料等を免除する等の特例を設けることとしております。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

て申し上げます。

阪神・淡路大震災の被災者を含む災害被害者の負担の軽減を図るため、災害による所得税の軽減免除または徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を現行六百万円から一千万円に引き上げるとともに、全額免除等の対象となる所得限度額についても所要の引き上げを行い、平成六年分の所得税から適用することとしております。

両案は、本日武村大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、順次採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付けられましたことを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長阿部昭吾さん。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔阿部昭吾君登壇〕

○阿部昭吾君 ただいま議題となりました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における高い高等学校進学率の状況等にかんがみ、公害の影響による健康被害者の保護の一層の充実を図るための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、公害の影響による健康被害者の遺族に支給する遺族補償費の支給対象として、子、孫または兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある者を含めること、

第二に、公害の影響による健康被害に係る認定の更新について、災害その他やむを得ない理由により認定の有効期間の満了前に更新の申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から二カ月以内に限り、更新の申請をすることができることとあります。

また、認定の更新に係る改正後の規定は、去る一月十七日に発生しました兵庫県南部地震による災害についても適用することとしたしております。

本案は、二月十日日本委員会に付託され、同日宮下環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣小里貞利さん。

〔国務大臣小里貞利君登壇〕

○国務大臣(小里貞利君) 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成七年一月十七日に発生いたしました阪神・淡路大震災は、阪神・淡路地域において、死者・行方不明者が五千三百名を超えるなど未曾有の震災被害をもたらしました。

この阪神・淡路大震災は、国民生活に甚大かつ深刻な被害をもたらし、内外の経済に深刻な影響を与えているところであります。今後、生活の再建、経済の復興等の救援策の一層の充実を図るとともに、関係地方自治体に対し最大限の支援を行い、阪神・淡路地域の復興に全力を挙げて取り組む所存であります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進するため、その復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を行うものとしてあります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが協同して、生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりを緊急に推進すべきことを基本理念として行うものとしております。

第二に、国は、基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとしております。

政府といたしましては、所得税の雑損控除の前の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案並びに被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業の特例等を定めた被災市街地復興特別措置法案について国会に提出させていただいておりますが、このほか、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助等を定める法律案等の検討も急いでいるところであります。その他多くの分野にわたって復興を進めるための措置についても検討を進め、必要なものについては、できる限り早急に成案を得て、順次御審議いただきたいと考えております。

第三に、関係行政機関の復興施策に関する総合調整等を行うため、総理府に阪神・淡路復興対策本部を置くとともに、その長を阪神・淡路復興対策本部長として、内閣総理大臣をもって充てるものとする等、阪神・淡路復興対策本部の事務及び組織に必要事項を定めることとしてあります。

その他、これらに関連いたしまして関係規定について所要の改正を行うこととしてあります。

以上が、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○二階俊博君 ただいま議題となりました阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案について、新進党を代表して、総理及び関係閣僚に対し、若干の質問をいたします。

このたび阪神・淡路地方を襲った大震災に対し、政府は初動のおくれをしばしば各方面から指摘をされ、総理もこのことを認め、大いに反省の上で立てた災害復旧に努力の結果、ようやくたまたま御提案の法律に基づき、総理府に阪神・淡路復興対策本部を設置し、みずから本部長として復興対策に取り組む姿勢を示されたことは、一応の評価をするものであります。

しかし、これは結局は、総理が本部長、地震担当大臣が副本部長、その他の閣僚が本部長というものであります。今行われている、総理、あなた、本部長の緊急対策本部とどこが違うのか。これでは本部が三つできたわけであり、今後どの程度のことが新たな本部に期待されるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。二階俊博さん。

〔二階俊博君登壇〕

○二階俊博君 ただいま議題となりました阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案について、新進党を代表して、総理及び関係閣僚に対し、若干の質問をいたします。

このたび阪神・淡路地方を襲った大震災に対し、政府は初動のおくれをしばしば各方面から指摘をされ、総理もこのことを認め、大いに反省の上で立てた災害復旧に努力の結果、ようやくたまたま御提案の法律に基づき、総理府に阪神・淡路復興対策本部を設置し、みずから本部長として復興対策に取り組む姿勢を示されたことは、一応の評価をするものであります。

しかし、これは結局は、総理が本部長、地震担当大臣が副本部長、その他の閣僚が本部長というものであります。今行われている、総理、あなた、本部長の緊急対策本部とどこが違うのか。これでは本部が三つできたわけであり、今後どの程度のことが新たな本部に期待されるのか、御答弁をお願いいたします。

当初から、緊急災害対策本部の設置については、私たちが新進党の再三の要請や、地元、兵庫県知事等の要望にかかわらず、頑としてこれを拒み続け、法的な権限も持ち合わせていない閣僚会議のようなものをつくって、災害対策基本法百五条に基づき緊急災害対策本部を設置しなくても万全の対策を講ずることができると言い続け、結局は対策は後手後手に回り、災害復旧に不眠不休の努力を続ける地元関係者をして、このような未曾有の大震災にもかかわらず、やはり官僚たちの壁は厚いと長嘆息している現地の幹部の姿を私は再々見ておるのであります。兵庫県選出の我が党国会議員の声も切実であります。

総理、伺いますが、非常災害対策本部、各省の担当課長さんの集まりのようなものですが、次に緊急対策本部を設置されて一時はいいのですが、次に法的根拠がなく、地元の被災者の要望や復旧作業が事実上迅速に進まないということによりやきやきづきになって、この法案を提出に至ったものと言わざるを得ないのであります。

今、国民の皆さんの間では、災害復旧に関しての政治休戦のときではなく、首相の政治責任を明確に追及すべきときに来ておるといふ声がまたでさやかに上がっています。政治不信の声が上がっているものであります。

私は、去る一月二十日の緊急質問の際、「自衛隊の最高指揮官としての村山総理は、救援の初動活動において、人命救助最優先の立場からもう少し積極的なしかも迅速な指揮がとれなかったのか、悔やまれてならない」と政治責任もあわせて、この際、総理の御見解を伺いたい」と申し上げました。これについて、総理、あなたは何かお答えになりませんでした。当初、多少混乱しておられる時期でもあり、あえて私はそれ以上のことは何も申し上げませんでした。予算委員会の集中審議の際もしかりであります。

ところが、一昨々日の本会議において、総理は、同僚山崎広太郎議員の質問に答えて、わざわざ一月二十日の私の緊急質問を引用され、私には「今から振り返って考えてみますと、何分初めの経験でもございまして、早朝の出来事でもございまして、」と述べておられるのであります。

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案の趣旨説明に対する二階俊博君の質疑

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案の趣旨説明

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案の趣旨説明

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案の趣旨説明

明らかに、主語は抜けていますものの、前後のことから判断して、総理御自身の率直な御感想であったのだらうと私は思っております。一昨々日急に、山崎議員の質問に対して、総理は「本会議で、初めての経験であり早朝のことで若干の混乱があったと申し上げましたのは、被災地のその当時の状況を申し上げたものでございます」と答弁されております。これは明らかに言いわけに過ぎるではありませんか。

総理、緊急災害対策本部の設置についても、再三を左右にされた上、衆議院本会議において、設置に対し、「今後の事態に対応できるように、緊急に判断をしながら措置をまいりたい」と前向きとも受け取れるような御答弁をいたしながら、参議院では一転して、「あえてこのような措置をとる必要はない」と答えております。これでは、いつ答弁が変わるかわかりません。

多くのとうとい生命を犠牲にしたこのような大災害は、およそこの時期に国会議員である者は、まさに命がけでこの対策に取り組むべきことは当然のことです。もはや「災害復旧に全力を尽くします」を繰り返しておられるだけでは許されないものであります。この際、総理の政治的責任について、今度は明確にお答えいただきたいと思っております。(拍手)

あの悪夢のような大震災発生以来、ちょうど一月が経過いたしました。きょう現在、死者五千三百七十八名、家屋の倒壊十五万五千戸、避難所で御不自由な生活を余儀なくされている人たちが二十一万三千四百人おられるということであり、この事態は、どう考えても異常なことであり、ります。

その上、国が災害救助法に基づいて支給する食事は二食で八百五十円が限度であります。せめて三食の食事だけは何とかしてほしいという声が私どもにも届いております。けさ、どれだけ多くの方々が食事をされたか。つまり、食事が十分にいき渡っているかどうか。県からの要請ではなく、

足りないわけですから国が配慮すべきことであります。こんなことは、英断でも決断でも何でもありません。被災者の方々の立場に立って、直ちに行動を起こしていただきたい。

ちょうど一月ですから、何もかも総点検のときであります。現地の皆さんは、食事の次は住居であります。その必要数と現在の達成度及び計画進行の状況と今後の御方針を伺います。

次に、職業安定のための配慮が必要であります。復旧の第一歩は、瓦れきの処理であります。これらが進行状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

電気、ガス、上下水道のライフライン回復が急務であります。地方自治体間の救護協力の活動状況は今どのように把握されておりますか、あわせてお答えを願います。

次に、法案にもありますように、復興についての基本理念についてありますが、総理御自身の基本的な考え方、哲学を明らかにされたいのであります。再びあのような惨事を招くことのないように、このたびの大震災を歴史の教訓としなければなりません。単に原形復旧にとどめることなく、耐震構造、防火対策をも念頭に置いての復旧でなければなりません。総理御自身の言葉で、国民の皆さんの胸に響くような御決意を語っていただきたいのであります。

法案には「復興を迅速に推進する」とあります。新幹線の再開は、神戸復興のシンボルとして重要であります。私鉄を含め鉄道、さらに港湾について、さきの国会決議等もあり、総理もたびたび御答弁をされておられますが、神戸の港湾機能の回復はいつの時期か目標を定め、国の総力を傾けて努力すべきであると考えておりますが、運輸大臣の御見解を伺いたいのであります。

法案は、当然復興作業を急がせるわけですが、その際、積極的に何をなすべきか。また、「阪

神・淡路地域」とありますが、京都は入るのか、その区域も明らかにしていただきたいのであります。

法案の内容は、対策本部設置法であり、具体的施策は他の法令にゆだねられることになっておりますが、今後どのような法律を提案しようとしておられるのか、承っておきたいのであります。神戸市のフリー・トレード・ゾーンにつきまして、通産大臣にお尋ねをいたします。

かねてより神戸市の計画に対して通産省が既に支援をされているようであり、御承知のとおり大蔵省との関連もあります。この際、災害復旧に関する、中小企業はもとより大企業に対しても手厚い配慮が望まれておりますが、この点もあわせて通産大臣の御見解をお願いしたのであります。

次に、被害総額であります。これが出てこないとい財源問題も検討のしようがないと言われております。兵庫県知事は、去る一月二十二日、記者会見の後に、総額十兆円ぐらいと言われました。あれから二十五日ほど経過して、国は九兆六千億円という被害の総額をようやく昨日になって明らかにされたのであります。補正予算、組み替え動議等の動きを警戒して、政府が公表を抑えていたのではないかとこのうわさをお聞きします。兵庫県は大県とはいえず、地方の知事よりおくれること二十五日、地震担当大臣、これをどう考えておられるか、御答弁をいただきたいと思っております。

次に、「活力ある関西圏の再生を実現する」となっております。かつて、関東大震災の際の後藤新平は、大震災の前、東京市長時代に、既に東京改造計画を温めており、震災後、彼は内務大臣として直ちに復興の基本方針を明らかにして、今日の東京発展の基礎を築き上げたとして申し上げても過言ではありません。幸いなことに、兵庫県にも神戸市にもそれぞれ後藤新平がおります。兵庫県にはひょうごフェニックス計画、神戸市には神戸復興計画が、地元住民の合意を求めながら準備が

なされております。これらの計画を、計画の初期の段階から国が積極的に支援するという果敢な対応が必要であります。総理はこのことをいかに考えておりますか、お答えを願いたいと思っております。

次に、関西圏再生のために、財団法人関西生産性本部、社団法人関西経済同友会による阪神大震災復興会議により緊急アピールがなされておりますが、総理もこのことは承知しておられるはずであります。三百名を超える被災自治体の代表や国の行政機関、関西経済界を代表する有力メンバーがお集まりになっての提言であります。国がなすべきライフライン及び交通インフラの確保、企業としての協力のあり方等が述べられており、今、関西の経済人の間では関西のブランドデザインが描かれようとしております。政府はこれらと一体となつて災害に強い新しい都市づくりに取り組みべきと考えておりますが、総理の御見解を伺いたいのであります。

幸いなことに、本年十一月、APEC大阪会議が開催されます。このことは、アジア・太平洋に新しい時代を切り開くためにも、世界に向かって関西復興のプログラムを示すチャンスでもあります。

復興法案はこのことも当然念頭に置くべきであります。それには、関西国際空港の全体構想を第七次空港整備五カ年計画に組み入れる等、さらに、神戸空港についてもさきの予算委員会でも運輸大臣から積極的な御答弁をいただいておりますが、このような被災地の皆さんが夢と希望の持てる計画もこの際思い切って推進する等が重要であります。口先や単なる言葉だけでは、復興には何の役にも立ちません。今必要なことは、世界に向かって復興の道筋を明らかにすることであり、ます。

私は、この法律は各省との間や地方自治体との間の総合調整を考へておられるものと存じておりますが、JR西日本を初め私鉄及びライフライン

を受け持つ各企業等は、復興の重要な部分を担いながらも基本理念の中では明確ではありません。この際は、政府、県、市、町及び民間がそれぞれ何をすべきか、この法律に基づき、国民的な合意を求め、きちんとした役割分担が重要であります。

復興を急ぐためには財政的には何をなすのか、財源をどうするのかも明らかではありません。復興本部にはもっと強大な権限を付与して、はっきり国民の皆さんにも、県や市や道路局の皆さんにも、これからの復興の姿が見える形のものでなければなりません。単に屋上屋を重ねただけでは地元の被災者の皆さんは安心できないのであります。総理として、本部長として、以上のことに對する御見解を承りたいのであります。

本法案は、当初私どもに提示されたときの名称は、たしか阪神・淡路大震災復興法案でありました。昨日夕刻に至り、内容は変わってはおりましたが名称が変わりましたと政府から説明がありました。法案の名称がぐるぐる変わるというのは、これはいかにも泥縄式と言わざるを得ません。災害発生当初の混乱とショックから、対策本部そのものがまだ立ち直っていないのではないかと憂慮するものであります。

けさの新聞によれば、復興法案と呼ぶには内容が伴わないという声が与党の中から起り、すったもんだの末にようやく名称を変更して提出に至ったと書かれております。こんなことでは、野党が言い出す前に、災害復興をこの人たちに任せておいて大丈夫かと、本日に国民の皆さんの信頼を得られないのではないかと危惧するものであります。

私たちは、一時国会をお休みにしてでも、政府は災害対策に没頭すべきだと申し上げてまいりました。それにも、あなたはにべもなくお断りになりました。急に昨日夕刻、名称をつけた法案を、今日ほとんど問答無用に近い国会運営もいかなるものか。あなたは、かつて野党社会党の国会

対策委員長を歴任されておりますが、これについていささかおかしいのではないかと気がつかないではないと思います。この国会運営をどう思っておられるか、総理としての御見解もあわせてお尋ねをいたしたいのであります。(拍手)

間もなく、春を告げる甲子園の選抜高校野球の季節が近づいてまいりました。ことしこれを行うかどうか、広く国民の皆さんの間でも、高校野球ファンの間でも注目が集められております。昨日、新進党の議員総会において、あらゆる困難を乗り越え、大会には被災者の皆さんのお気持ちにも十分配慮しながら、ことしも大会を実行すべきであると決議をいたしました。本日開かれております高野連等関係者の会議でこのことを最終決定されるのであります。本来、文部大臣にお尋ねをすべきことであります。この大会運営にも政府は可能な限り支援を行い、高校球児の流す汗や彼らの笑顔が、阪神大震災によって国中が落ち込んでしまっているような現状を吹き飛ばし、被災者の皆さんにも勇気と希望を持っていただくことを期待しつつ、選抜甲子園大会を盛んなものにとしたいと思います。

小里国務大臣の見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)

○内閣総理大臣村山富市君 五千三百名を超す犠牲者と想像を絶する未曾有の大災害をもたらしました阪神・淡路地区の大地震が起こりましたから、ちょうど一カ月目を迎えました。私は、改めて、亡くなられた方々や遺族の皆さんに、謹んで哀悼の誠をささげたいと思っております。

同時にまた、三十万を超す被災された方々、負傷された方々に対して、お見舞いを申し上げます。さらにまた、みずから被災者であるにもかかわらず、不眠不休の努力を重ね頑張っておられます県市町村の職員の皆さんや、あるいは警察、消防、医療関係者、自衛隊の皆さんの御苦労、それ

からさらに、全国から参じて救援活動に専念されておられるボランティアの皆さん方に、心から感謝を申し上げますと存じます。(拍手)

以上申し上げまして、二階議員の質問に順次お答えをまいりたいと思っております。

まず最初の御質問は、緊急対策本部と阪神・淡路復興対策本部との違いについてお尋ねがございました。

地震発生後は、まず何よりも緊急を要する救援・復旧作業を早急に実施する必要があるもので、政府として全閣僚から成る緊急対策本部を設置いたしました。一体的かつ総合的な災害対策を講じてまいったところでございます。

また、地震発生後一カ月を経過してまいりました被災地の総合的、計画的な復興について、地元自治体を支援しながら国としても一体となって取り組んでいく必要があることから、復興のための施策に関する総合調整を実施し実行するための阪神・淡路復興対策本部を設置することとしたものでございます。この復興対策本部の設置によりまして、関係行政機関の復興のための施策の総合調整に万全を期す、同時に政府が一丸となって復興を推進してまいりたいと考えておるところでございます。御理解をいただきたいと思います。

次に、緊急対策本部等では復旧作業等が迅速に進まないというところについてお尋ねがございました。

ただいま申し上げましたように、これまで設置をいたしました緊急対策本部等が、緊急を要する救援・復旧作業に総力を挙げて取り組んできたものでございまして、また一方、総合的な復興の実現の重要性にかんがみまして、復興本部に関する法案を提出したものでございまして、それぞれ適切な対応と考えておりますので、御批判は当たらないと考えます。御理解をいただきたいと思います。

次に、救援の初期活動において積極的かつ迅速な指揮がとれなかったのかとの御質問でございますが、私は、地震発生当日の一月十七日午前十時の閣議において防衛庁長官から自衛隊の対応について報告を受け、同じ閣議において非常災害対策本部が設置された際、私から政府全体として万全を期すように指示をいたしたところでございまして、航空機による状況の把握、駐屯地近傍における救援活動等、自衛的に各種の対応を行いつつ、兵庫県知事からの要請のあった後は直ちに部隊を派遣したものでございまして、このような自衛隊の措置につきましては、そのときそのときの状況に照らしてみれば、できる限りの措置がとられたものと考えております。

ただ、初期の対応につきましては、いろいろと御批判のあることは十分承知をいたしておりますし、そうした御批判にも謙虚に耳を傾け、見直すべきところは率直に見直してまいることについては、これまでたびたび申し上げておるところでございます。

私といたしましては、今回の経験に照らし、今後ともみずから先頭に立ってリーダーシップをとり、内閣を挙げて、引き続き被災者の救援対策と復旧・復興対策に取り組み決意をいたしますから、そうしたことを実践していくことがこの内閣の責任であると考えておるところでございます。(拍手)

次に、二月十四日の衆議院本会議における私の答弁についてお尋ねがございました。

山崎議員は一月二十日の衆議院本会議における私の答弁の一部を引用して御質問されたのでございますが、私としては、誤解を招いてはいけません。当時の答弁の真意について御説明をさせていただきます。

すなわち、今回の地震発生以来、現地における関係自治体の職員や警察、消防、自衛隊などの防災関係者が、みずから被災者となりながら、困難な状況の中で不眠不休の救援活動が続けてきてい

ることにつきましては皆さんも御承知のことだと思ひますが、私が本会議で、初めての経験でもあり、早朝のことである混乱があったと申し上げたのは、被災地のその当時の状況を申し上げたものでございまして、御指摘のような趣旨の異なる答弁を行ったものではございませんので、この際、誤解を解いていただきたいと思います。

(拍手)

次に、緊急災害対策本部の設置についてのお尋ねでございますが、災害対策基本法では、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を行うことができることとされており、その場合は緊急災害対策本部を設置することとされております。このような災害緊急事態の布告を発するかどうかを決めるに当たりまして、最大のポイントは、災害対策基本法に基づく緊急措置が果たして必要かどうかということでございます。

この緊急措置は、国会が閉会中または衆議院が解散中であるなどの場合に、国会の議決を経ずして、内閣の権限と判断において、物資の統制、物価統制、金銭債務の支払い等について国民の私権の制限を含む非常時立法を行うことを可能とするものでございます。したがって、緊急措置をとるかどうかを判断するに当たりましては、国会の尊重、三権分立の観点からも、極めて慎重に対処すべきものでございます。こうした点を配慮いたしまして、全閣僚の責任で対応することの方が適切であると考へたものでございます。

内閣を挙げ、緊急に、一体的かつ総合的に災害対策を推進できるようにしたところでございまして、私の発言は、こうした考え方に沿ったものでございますから、御指摘のような問題はないものと

と考えております。

次に、今回の震災に関する私の責任についての御質問であります。今回の地震によりまして、五千三百人を超える犠牲者と未曾有の被害がもたらされたという結果につきましては、私自身もこれを重く受けとめておるところでございまして、しかしながら、政府に課せられました課題は、内閣を挙げて、引き続き被災者の救援対策と復旧・復興対策に全力を挙げて取り組むということとでございます。このことこそが、総理としての私の課せられた責任であると考えているところでございます。(拍手)

次に、避難者の方々の食事についてのお尋ねでございますが、国としても、厚生省において、避難所ごとに実態を点検しながら、その対応策をすべて実施するよう指示しておるところでございまして、兵庫県は実情調査を開始したと聞いております。今後とも、被災者の方々に、温かく栄養面も配慮したより充実した食事が提供できるよう、地元自治体と緊密な連携をとりながら、効果的な対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、復興についての基本的な考え方、哲学についての御質問であります。今回の大震災の復興に当たりましては、国と地方公共団体とが適切な役割分担のもとに地域住民の意向を尊重しながら協同して、阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、安全な地域づくりを緊急に推進し、もって活力ある関西圏の再生を実現することを基本理念として行うべきものであると考えております。有識者の方々による復興委員会の発足も、昨日、第一回会合を開い

ていただいたところでございますが、ここでの御議論も大いに尊重させていただきたいと存じます。

次に、単なる原形復旧ではなく、耐震構造、防災対策をも念頭に置いた復旧に努めるべきとの御指摘でございますが、復興を考えるに当たりましては、安全性、快適性、利便性などの都市整備の諸課題のうち、とりわけ安全性の確保が基本的な課題と考えております。特に、建築物や道路橋などの公共施設の地震に対する安全性につきましては、専門家の英知を集め、被災原因を徹底的に究明しながら、災害に強い町づくりの方向に向けて必要な措置を講じてまいり所存でございます。

次に、地元の復興計画策定の当初段階から積極的に支援を行うべきではないかとの御質問でございますが、兵庫県、神戸市においては、先日、それぞれ復興計画策定のための委員会を開催したところと聞いております。

政府といたしましては、このような地元地方公共団体の復興対策を支援し、また、国として行うべき施策を推進するため、内閣総理大臣を本部長とする阪神・淡路復興対策本部の設置等を定めた法律案を、本日、閣議決定の上、国会に提出させていただいたところでございます。

さらに、別途、今回の大震災の復興対策に関し大所高所から御意見をいただくため、兵庫県知事、神戸市長を含む七名の委員から構成された阪神・淡路復興委員会を設置いたしまして、先般も申し上げましたように、昨日、第一回会合を開催したところでございまして、今後とも、地元地方公共団体と一体になって復興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、阪神大震災復興会議の緊急アピールに対する見解についての御質問であります。被災地の復興に向けて関西経済人の総力を結集するとの決意を高く評価するとともに、あわせて出されております国に対する種々の要望につきましては、今後、政府といたしまして、復興対策を実施するに当たりまして、その要望の趣旨も十分に踏まえ適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、世界に向かって復興の道筋を明らかにせよとの御指摘でございますが、復興に当たりましては、地元の主体性を十分尊重しながら、国としてもできる限りのことをしてまいり所存でございます。このため、復興委員会や復興対策本部の設置、必要な法案や予算の提出ないしその準備をそれぞれ具体的に進めており、着々と実行に移してまいりたいと考えておりますので、皆さんの御理解と御協力をこの際お願い申し上げておきたいと存じます。

次に、復興のための役割分担、財政的な措置などについてお尋ねがございましたが、復興に取り組むに当たりましては、地元の自治体の主体性を尊重しながら、国としても一体となって取り組んでまいりたいと考えております。復興本部は、このための総合調整を行うべく、各行政機関が実施する復興対策事業を十分調整してまいり所存でございます。また、財政上の問題につきましても、財政当局ももちろん含めまして、十分な調整を行いながら、強力に復興に係る施策を推進してまいり所存でございます。

また、法案の名称についてお尋ねがございましたが、今般国会に御審議をいただいております

法案の名称は、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律であります。これは、本法の主な内容が、阪神・淡路地域の復興について、基本理念を明らかにし、この基本理念に基づいて国が法律上その他の措置を講ずること、阪神・淡路復興対策本部の設置及び組織について定めること等でございますが、本案の名称につきましては、この内容が明確に反映されるようにしたものでございます。この間の経緯についても御理解を賜りたいと存じます。

なお、最後に、国会運営についての私に対する見解を求められましたが、国会でお決めることになることとしまして、私がコメントする立場にないことについては御理解を賜りたいと存じます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣小里貞利君登壇)

○国務大臣(小里貞利君) まず、法案の名称については、ただいま総理大臣から御答弁申し上げましたので、省略いたします。

次に、避難者の方々の食事の数は何人分か、さらに、食事は避難者の方々へ行き渡っているかというお尋ねでございましたが、ただいま総理大臣の方からも基本的な方針については御説明申し上げたとおりでございますが、御承知のとおり、炊き出し等の食事の給与などの実施は、お話のとおり迅速かつ的確に、しかも温かい気持ちで救助を図る意味からも、兵庫県においてもあらかじめ各市町村に委任をいたしまして実施いたしておるところでございますが、私どもも、極めて肝要なこととでございますから、細心の注意を払っておるところでございます。

次でございますが、仮設住宅はいつまでにどれだけの数ののか、そういうお尋ねでございますが、仮設住宅については、御承知のとおり約四万戸設置する計画を決定いたしまして、約三万戸を発売したところであります。そのうち、二月十五日現在、千三百八十三戸が完成し、順次入居いたしているところであります。今後の予定といたしましては、二月中に約六千戸が完成し、三月中には三万戸を完成させるべく最大限の努力を行っておるところであり、完成次第、順次入居予定となっております。残りの約一万戸については、速やかに関係機関と調整の上、用地を確保し、発売することといたしておるところでございます。

次に、瓦れきの処理はいつまでにできるのかというお話でございますが、現在、被災地では、交通の支障等の生活に与える影響の大きいものや、倒壊の危険のあるものから順次処理をいたしておりますが、すべての瓦れきを処理するためには、不在者を含めた所有者の同意を得るのに相当の時間を要することが予想されるなど、現時点でその正確な見通しを示すことは困難であります。

なお、被災状況により、短期に処理できる市町と長期間要する市町があるものと考えられますが、県が地元関係市町村からの報告をまとめたところによりまして、処理をすべて終えるには、川西市など四十市町では一六カ月かかる、あるいは神戸市など三市では六カ月から一年、あるいは神戸市など三市では一年を超えるものと予測をいたしております。政府といたしましては、早急な処理が行われるよう、厚生省や建設省、警察庁など関係省庁と連携をとりまして、近隣府県の廃棄物処理業者にに対し応援要請を行うなど、地元府県や

市町を積極的に支援してまいりる所存でございます。

なおまた、電気、ガス、上下水道のライフライン回復についてのお話でございます。

震災直後より、近隣を初め全国各地から多くの職員を派遣いただきまして、大変心強く感ずる次第であります。二月十六日までの状況を申し上げますと、水道、土木関係を中心としてさまざまな分野で応援をいただいております。その数は、都道府県と市町村職員を合わせまして延べ九万七千八百六十人に上っております。また、支援職員の交代についても、各県の協力を得て順次行っているところであり、今後とも被災地のニーズに適宜適切に対処し、人的支援を進めてまいりる所存でございます。

次に、今回の災害の被害額をどのように認識しているかというお尋ねでございます。

被害総額につきましては、今般、国土庁におきまして、現時点までに把握された被害状況をもとに取り急ぎのまとめをいたしました。概数推計を実施いたしました。これによりまして、阪神・淡路大震災による被害の総額は約九兆六千億円と推計されます。なお、この概算額は、今後、被害の詳細が判明するに伴って額の変動があり得ることを申し添えます。

次に、春の選抜高校野球についてのお尋ねでございますが、この三月開催予定の第六十七回選抜高等学校野球大会については、このたびの阪神・淡路大震災による甲子園球場の被災の程度や同球場周辺の交通機関の復旧状況あるいは宿泊施設の確保状況、被災した方々のお気持ちなどを考慮した上、本日開かれてある運営委員会において検

討がなされているものと存じます。私といたしましては、このような若人が集うスポーツ大会の開催は被災した地域住民の方々の勇気づける面もあると考えておりまして、現時点においては、開催時期の社会的状況や復旧状況などの諸条件を十分見きわめた上で、開催する方向で検討されることを期待申し上げております。

次に、本法案によれば、復興対策本部は、各省庁間、地方公共団体等さまざまな総合調整を行うとされているが、財政面ではどうか、そういうお尋ねでございます。

復興対策本部は、御承知のとおり、国の復興のための施策に関する総合調整をつかさどることとなっております。政府が一体となりまして、総合的、計画的に迅速な復興の推進を図れるよう全力を挙げてまいりたいと考えております。したがって、復興対策本部では、各行政機関が実施する復興対策事業を十分調整し、また、財政当局とも十分な連絡調整を行っていくと考えてございます。

次に、阪神・淡路地域に京都は入るのかどうか、こういうお尋ねでございますが、本法案に言う阪神・淡路地域とは、阪神・淡路大震災によって著しい被害を受けた地域を指し、これに京都の区域が含まれるかどうかについては、被害の態様に即しまして判断されるところと考えております。次に、対策本部設置法であり、具体的な施策は他の法令にゆだねられることになるのかどうかという意味のお尋ねであったと思うのでございますが、先ほど総理大臣からお話ございましたように、本法案は、阪神・淡路大震災によって未曾有の被害を受けた阪神・淡路地域の復興を迅速

に推進するため、その復興についての基本理念を含む基本方針を定めたことは、先ほど申し上げたとおりであります。

他の法令により講じられる具体的施策といったしましては、このことにつきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、すなわち、中身におきましても若干申し上げたところでありますが、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助等を定める法律案の検討も目下急いでいるところであります。その他多くの分野にわたって復興を進めるための措置についても検討を進め、必要なものについてはできる限り早急に積極的な成案を得まして、順次御審議をお願い申し上げる予定でございます。(拍手)

(国務大臣亀井静香君登壇)

○国務大臣(亀井静香君) お答えを申し上げます。

申し上げるまでもなく、震災地の復興については民生の安定が第一でありますけれども、やはり交通機関の再建が喫緊の課題でございます。村山総理から、復旧ではなくて復興だ、そういう観点から全力を挙げろという強い御指示をいただきました。現在強力に取り組んでおるところであります。J.R.、私鉄につきましては、東京理科大学の松本教授を長とする鉄道施設耐震構造検討委員会と緊密な連絡をとりながら現在工事を進めておるところでございます。めどといったしましては、五月の連休あたりをめどにいたして、期待をいたしておるところでございます。

港湾につきましては、百五十バースほとんど壊滅状態でございます。国際港としての機能は、もちろん国際港としての機能も果たしていません。

わけでございますが、二年間によりましてこれを完全復興したい、このように考えております。これは、コンテナバース二十一のうち、七月時点までに八バースを一応臨時的な復旧をやりたい、このように考えておりますが、七年度内に三分の一程度を完全復興したい、このように考えております。

さらに、フェリーにつきましては、七つのバースのうち四つを九月時点までに一応復興したい、残りも年度内に全面復興をしたい、このように考えております。残余のバースにつきましては、七年度内に半分程度これを復興したいと考えております。

なお、先ほど申し上げましたように、ただ単なる復旧ではなくて、国際港としての機能強化をするという観点から、現在の段階、いろいろと検討しておりますが、例えば水深十五メートルから十六メートルのそうしたバースを新たに五つ建設したい、さらに、今後検討する中で機能強化のための努力をしてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私には四点のお尋ねがありました。

まず第一に、フリーゾーンについてであります。

神戸港地域につきましては、平成五年の三月に輸入・対内投資法に基づくF.A.Z.の地域に指定をいたしまして、航空及び海上貨物の荷さばき保管施設、冷蔵保管施設等の整備を推進してまいりました。さらに、F.A.Z.地域における貿易関連施設

につきましては、委員よく御承知のとおり、総合保税地域に許可されますと、輸入原材料を使用し、製品を製造し出荷する場合に関税が免除をされます。同地域内に置いてあります間は関税が留保される等のメリットが生じるわけであります。通産省として、これらの制度の活用につきましては、F.A.Z.計画を推進される御地元や関係省庁とも連絡をとりながら検討していきたいと考えているところであります。

また、被災中小企業に対する支援策につきましては、既に公表いたしておりますように、激甚災害指定等により災害融資等に関する特別措置を講じてまいりました。さらに、二月九日には、政府系中小企業金融三機関によります低利融資の充実強化など資金調達の円滑化のための措置を含めまして、仮設工場、仮設店舗などの整備を促進するための中小企業事業団の無利子融資制度の創設など操業の早期再開の支援等の措置、こうした点で国としてとり得る最大限の措置をとりまして、過去の災害時より踏み込んだ内容の総合施策を早急に取りまとめ、発表させていただいたところであります。

これらの諸措置を総合的に活用していただき、中小企業の方々の事業の立ち上げに寄与するものと期待しておりますが、今後とも、県あるいは市、関係団体の皆さんと連携をとりながら、対策の迅速な実施に努めてまいりたいと考えております。

また、大企業の支援についてもお尋ねがございました。

このたびの災害によりまして、大手企業におきましても、事業者発表によりますと、電力・ガス

を初め、鉄鋼業、百貨店、スーパーなど、非常に大きな被害が生じておりまして、現在調査を行っているところでありまして、これらの災害が、被災地域のみならず他の地域へ及ぼす影響、他の分野の産業に及ぼす影響も懸念をいたしております。一日も早い復旧・復興を目指されたいように、この災害が経済全体に悪影響を及ぼさないようにするために、金融及び税制上の措置を含めた具体的な支援策についての詰めを今急いでおります。

最後に、A.P.E.C.についてお尋ねがございました。

私も昨年のボゴール宣言が広く認知をされました状況を考えましても、本年の大阪合会というものが、アジア・太平洋地域の首脳、閣僚が一同に集い、実りのある行動指針を取りまとめる場でありまして、大きな期待をかけておったところであります。

今回、阪神・淡路大震災という事態の中で、今、関西経済圏に何か明るいものが欲しい、恐らく委員のお気持ちと我々の気持ちと変わるものではないと思います。このA.P.E.C.の総会を成功させることができますなら、私は、それが大阪の名を世界に大きく知れ渡らせ、それが被災から復興に努力しておられるそれぞれの方々にも力強い夢を持っていただくきっかけにもなる、同時に関西が震災から復興に立ち向かっておる姿を世界にも知っていただく機会になると信じておりまして、全力を挙げて成功に努力をしてまいりたいと考えております。

院におかれましても、どうぞ協力を賜りますようお願いいたします。

うに、この場をかりてお願いを申し上げます。

(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
大蔵大臣 武村 正義君
通商産業大臣 橋本龍太郎君
運輸大臣 龜井 静香君
自治大臣 野中 広務君
國務大臣 五十嵐広三君
國務大臣 小里 貞利君
國務大臣 宮下 創平君
國務大臣 山口 鶴男君

出席政府委員

国土庁大都市圏整備局長 荒田 建君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくルワンダ難民救護国

際平和協力業務の実施の結果の報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

山田 正彦君

補欠

工藤堅太郎君

運輸委員

辞任

佐藤 敬夫君

補欠

奥田 敬和君

安全保障委員

辞任

不破 哲三君

補欠

東中 光雄君

東中 光雄君

渡辺浩一郎君

伊藤 達也君

環境委員

辞任

逢沢 一郎君

補欠

村田敬次郎君

岩佐 恵美君

村田敬次郎君

不破 哲三君

予算委員

辞任

村田敬次郎君

伊藤 達也君

工藤堅太郎君

左藤 恵君

山田 宏君

細川 律夫君

前原 誠司君

矢島 恒夫君

岩浅 嘉仁君

中村 時広君

佐藤 泰介君

中島 武敏君

横光 克彦君

栗原 裕康君

中田 宏君

仲村 正治君

西村 眞悟君

藤村 修君

遠藤 登君

小沢 鋭仁君

議院運営委員

辞任

永井 孝信君

山崎 泉君

今村 修君

横光 克彦君

今村 修君

山崎 泉君

永井 孝信君

横光 克彦君

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

山田 正彦君

工藤堅太郎君

大蔵委員

辞任

永井 哲男君

山崎 泉君

文教委員

辞任

稲葉 大和君

中島 武敏君

仲村 正治君

藤村 修君

横光 克彦君

岩佐 恵美君

遠藤 登君

村田敬次郎君

山田 宏君

左藤 恵君

工藤堅太郎君

伊藤 達也君

細川 律夫君

前原 誠司君

補欠

横光 克彦君

今村 修君

山崎 泉君

永井 孝信君

山崎 泉君

永井 孝信君

山崎 泉君

永井 孝信君

山崎 泉君

工藤堅太郎君

山田 正彦君

補欠

山崎 泉君

永井 哲男君

山崎 泉君

補欠

岸本 光造君

牧野 聖修君

岸本 光造君

大矢 卓史君

農林水産委員

辞任

木幡 弘道君

鮫島 宗明君

木幡 弘道君

運輸委員

辞任

衛藤 晟一君

大島 理森君

橋本 康太郎君

横内 正明君

寺前 巖君

稲葉 大和君

高島 修君

中山 太郎君

若林 正俊君

労働委員

辞任

東 祥三君

志位 和夫君

赤羽 一嘉君

安全保障委員

辞任

渡辺浩一郎君

伊藤 達也君

伊藤 達也君

渡辺浩一郎君

環境委員

辞任

逢沢 一郎君

金田 英行君

斎藤斗志二君

大矢 卓史君

稲葉 大和君

牧野 聖修君

補欠

鮫島 宗明君

木幡 弘道君

補欠

高島 修君

中山 太郎君

若林 正俊君

稲葉 大和君

志位 和夫君

横内 正明君

衛藤 晟一君

大島 理森君

橋本 康太郎君

補欠

赤羽 一嘉君

寺前 巖君

東 祥三君

伊藤 達也君

渡辺浩一郎君

補欠

越智 通雄君

後藤田正晴君

原田 憲君

補欠

斎藤斗志二君

金田 英行君

逢沢 一郎君

環境委員

辞任

斎藤斗志二君

金田 英行君

逢沢 一郎君

恩給法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成七年二月三日

内閣総理大臣 村山 富市

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、四五四、〇〇〇円を「五、五一四、〇〇〇円」に、「四、五四五、〇〇〇円を「四、五九五、〇〇〇円」に、「三、七四三、〇〇〇円を「三、七八四、〇〇〇円」に、「二、九六一、〇〇〇円を「二、九九四、〇〇〇円」に、「三、九七、〇〇〇円を「二、四二三、〇〇〇円」に、「一、九三七、〇〇〇円を「一、九五八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、八〇二、〇〇〇円を「五、八六六、〇〇〇円」に、「四、八二二、〇〇〇円を「四、八六五、〇〇〇円」に、「四、一二九、〇〇〇円を「四、一七四、〇〇〇円」に、「三、三九二、〇〇〇円を「三、四二九、〇〇〇円」に、「二、七二〇、〇〇〇円を「二、七五〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、一一二、五〇〇円を「五、一七七、八〇〇円」に、「四、七三二、一〇〇円を「四、七八三、一〇〇円」に、「四、五三四、一〇〇円を「四、五八四、〇〇〇円」に、「四、三七八、〇〇〇円を「四、四二六、二〇〇円」に、「三、〇八八、九〇〇円を「三、一二二、九〇〇円」に、「二、九四五、六〇〇

円を「二、九七八、〇〇〇円」に、「二、六五六、二〇〇円を「二、六八五、四〇〇円」に、「二、一七〇、六〇〇円を「二、一九四、五〇〇円」に、「二、〇八八、一〇〇円を「二、一一一、一〇〇円」に、「一、九五二、三〇〇円を「一、九七三、八〇〇円」に、「一、八九八、三〇〇円を「一、九一九、二〇〇円」に、「一、八四二、九〇〇円を「一、八六三、二〇〇円」に、「一、六二三、〇〇〇円を「一、六四〇、九〇〇円」に、「一、四三九、七〇〇円を「一、四五五、五〇〇円」に、「一、三八九、一〇〇円を「一、四〇四、四〇〇円」に、「一、三三三、二〇〇円を「一、三六八、五〇〇円」に、「一、二五〇、八〇〇円を「一、二九〇、八〇〇円」に、「一、二四〇、六〇〇円を「一、二五四、二〇〇円」に、「一、七二八、〇〇〇円を「一、七四七、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、一一二、五〇〇円を「五、一七七、八〇〇円」に、「四、七三二、一〇〇円を「四、七八三、一〇〇円」に、「四、五三四、一〇〇円を「四、五八四、〇〇〇円」に、「四、三七八、〇〇〇円を「四、四二六、二〇〇円」に、「三、〇八八、九〇〇円を「三、一二二、九〇〇円」に、「二、六五六、二〇〇円を「二、六八五、四〇〇円」に、「二、一七〇、六〇〇円を「二、一九四、五〇〇円」に、「二、〇八八、一〇〇円を「二、一一一、一〇〇円」に、「一、九五二、三〇〇円を「一、九七三、八〇〇円」に、「一、八四二、九〇〇円を「一、八六三、二〇〇円」に、「一、七二八、〇〇〇円を「一、七四五、六〇〇円」に、「一、六

二、〇〇〇円を「一、六四〇、九〇〇円」に、「一、五七三、五〇〇円を「一、五九〇、八〇〇円」に、「一、四八三、五〇〇円を「一、四九九、八〇〇円」に、「一、三三二、二〇〇円を「一、三三六、七〇〇円」に、「一、二九〇、八〇〇円を「一、三〇五、〇〇〇円」に、「一、二四〇、六〇〇円を「一、二五四、二〇〇円」に、「一、三四四、〇〇〇円を「一、三五九、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「第二項を」次項から第四項までに、「除く外、なお、」を「除き、なお」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公務のため負傷し、又は疾病にかかった下士官以下の旧軍人で、その障害の程度が第一目症又は第二目症に該当するものうち、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかった者に対しては、次の各号に掲げる恩給を受け又は受ける

ことができるとき及び第二号に掲げる傷病賜金を受けることができるときを除き、その障害の程度に応じて傷病賜金を給するものとする。

一 法律第三十一号による改正前の恩給法第六十六条第一項の規定による傷病賜金
二 法律第三十一号附則第三条又は前項の規定により従前の例によることとされる傷病賜金

三 増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給又は第一款証から第五款証までに係る傷病賜金
四 旧勅令第六十八号第六条第一項(附則第二十一条の規定により従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による傷病賜金

3 前項の規定による傷病賜金は、普通恩給又は一時恩給と併給することができる。

附則第二十七条ただし書中「百七十二万八千円を「百七十四万七千円」に、「百三十四万四千円を「百三十五万九千円」に改める。

附則第三十二条第一項中「附則第十六条第二項を」附則第十六条第四項に改める。
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	仮 定 俸 給 年 額
大將		七、四八八、五〇〇円
中將		六、六七三、九〇〇円
少將		五、三〇一、九〇〇円
大佐		四、五八四、〇〇〇円
中佐		四、三八六、三〇〇円

平成七年二月十七日 衆議院會議録第七号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

少佐	三、四二七、八〇〇円
大尉	二、九〇二、七〇〇円
中尉	二、三〇五、三〇〇円
少尉	一、九七三、八〇〇円
准士官	一、八一九、七〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、四九九、八〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、四〇四、四〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、三六八、五〇〇円
兵	一、二五四、二〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、七六六、〇〇〇円を「一、七八五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、六〇六、〇〇〇円を「一、六二四、〇〇〇円」に、「一、二八九、〇〇〇円を「一、三〇三、〇〇〇円」に、「一、〇三七、〇〇〇円を「一、〇四八、〇〇〇円」に、「九一六、〇〇〇円を「九二六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、四八八、五〇〇円	七、三〇八、〇〇〇円
六、六七三、九〇〇円	六、五五三、四〇〇円
五、三〇一、九〇〇円	五、一七七、八〇〇円
四、五八四、〇〇〇円	四、四二六、二〇〇円
四、三八六、三〇〇円	四、一八三、三〇〇円
三、四二七、八〇〇円	三、三〇七、一〇〇円
二、九〇二、七〇〇円	二、六八五、四〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、一一一、一〇〇円
一、九七三、八〇〇円	一、八六三、二〇〇円
一、八一九、七〇〇円	一、六四〇、九〇〇円
一、四九九、八〇〇円	一、三六八、五〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

一、四〇四、四〇〇円	一、三〇五、〇〇〇円
一、三六八、五〇〇円	一、二五四、二〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、一〇四、九〇〇円

仮 定 俸 給 年 額

金

額

七、四八八、五〇〇円	八、〇五〇、一〇〇円
六、六七三、九〇〇円	七、一八〇、七〇〇円
五、三〇一、九〇〇円	六、〇七六、六〇〇円
四、五八四、〇〇〇円	五、三〇一、九〇〇円
四、三八六、三〇〇円	四、九八一、一〇〇円
三、四二七、八〇〇円	三、九七五、九〇〇円
二、九〇二、七〇〇円	三、三〇七、一〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、六三五、一〇〇円
一、九七三、八〇〇円	二、三〇五、三〇〇円
一、八一九、七〇〇円	二、〇八二、〇〇〇円
一、四九九、八〇〇円	一、六九五、五〇〇円
一、四〇四、四〇〇円	一、五九〇、八〇〇円
一、三六八、五〇〇円	一、五四〇、九〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、四〇四、四〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
二、九〇二、七〇〇円	三、一二二、九〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、四九〇、五〇〇円
一、九七三、八〇〇円	二、一九四、五〇〇円
一、八一九、七〇〇円	一、九七三、八〇〇円

平成七年二月十七日 衆議院會議録第七号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)

第三項 平成七年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成七年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成七年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成七年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成七年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)
第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五

十一年法律第五十一号。次条において「法律第五十一号」という。)附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成七年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成七年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によって算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成七年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数がある

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職權改定)

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

附則別表(附則第二條関係)

恩給年額の計算の基礎となつて る俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一、〇九二、九〇〇円	一、一〇四、九〇〇円
一、一四一、三〇〇円	一、一五三、九〇〇円
一、一九一、二〇〇円	一、二〇四、三〇〇円
一、二四〇、六〇〇円	一、二五四、二〇〇円
一、二九〇、八〇〇円	一、三〇五、〇〇〇円
一、三三二、二〇〇円	一、三三六、七〇〇円
一、三三三、六〇〇円	一、三六八、五〇〇円
一、三八九、一〇〇円	一、四〇四、四〇〇円
一、四三九、七〇〇円	一、四五五、五〇〇円
一、四八三、五〇〇円	一、四九九、八〇〇円
一、五二四、一〇〇円	一、五四〇、九〇〇円
一、五七三、五〇〇円	一、五九〇、八〇〇円
一、六二三、〇〇〇円	一、六四〇、九〇〇円
一、六七七、一〇〇円	一、六九五、五〇〇円
一、七三一、八〇〇円	一、七五〇、八〇〇円
一、七九九、九〇〇円	一、八一九、七〇〇円
一、八四二、九〇〇円	一、八六三、二〇〇円
一、八九八、三〇〇円	一、九一九、二〇〇円
一、九五二、三〇〇円	一、九七三、八〇〇円

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十二条 平成七年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條又は第十條の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

平成七年二月十七日 衆議院會議録第七号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二、〇五九、三〇〇円	二、〇八二、〇〇〇円
二、〇八八、一〇〇円	二、一一一、一〇〇円
二、一七〇、六〇〇円	二、一九四、五〇〇円
二、二八〇、二〇〇円	二、三〇五、三〇〇円
二、四〇一、四〇〇円	二、四二七、八〇〇円
二、四六三、四〇〇円	二、四九〇、五〇〇円
二、五二二、四〇〇円	二、五五〇、一〇〇円
二、六〇六、四〇〇円	二、六三五、一〇〇円
二、六五六、二〇〇円	二、六八五、四〇〇円
二、七九九、九〇〇円	二、八三〇、七〇〇円
二、八七一、一〇〇円	二、九〇二、七〇〇円
二、九四五、六〇〇円	二、九七八、〇〇〇円
三、〇八八、九〇〇円	三、一二一、九〇〇円
三、二二三、四〇〇円	三、二六九、〇〇〇円
三、二七一、一〇〇円	三、三〇七、一〇〇円
三、三九〇、五〇〇円	三、四二七、八〇〇円
三、五六〇、〇〇〇円	三、五九九、二〇〇円
三、七二七、八〇〇円	三、七六八、八〇〇円
三、八三一、五〇〇円	三、八七三、六〇〇円
三、九三二、六〇〇円	三、九七五、九〇〇円
四、一三七、八〇〇円	四、一八三、三〇〇円
四、三三八、六〇〇円	四、三八六、三〇〇円
四、三七八、〇〇〇円	四、四二六、二〇〇円
四、五三四、一〇〇円	四、五八四、〇〇〇円
四、七三一、一〇〇円	四、七八三、一〇〇円
四、九二六、九〇〇円	四、九八一、一〇〇円
五、一二一、五〇〇円	五、一七七、八〇〇円

五、二四四、二〇〇円	五、三〇一、九〇〇円
五、三七五、一〇〇円	五、四三四、二〇〇円
五、六二七、二〇〇円	五、六八九、一〇〇円
五、八八二、一〇〇円	五、九四六、八〇〇円
六、〇一〇、五〇〇円	六、〇七六、六〇〇円
六、一三一、三〇〇円	六、一九九、八〇〇円
六、三七四、三〇〇円	六、四四四、四〇〇円
六、四八二、一〇〇円	六、五五三、四〇〇円
六、六〇一、三〇〇円	六、六七三、九〇〇円
六、八二二、二〇〇円	六、八八七、一〇〇円
七、〇二五、三〇〇円	七、一〇二、六〇〇円
七、〇六五、〇〇〇円	七、一四二、七〇〇円
七、一〇二、六〇〇円	七、一八〇、七〇〇円
七、一四〇、三〇〇円	七、二一八、八〇〇円
七、二二八、五〇〇円	七、三〇八、〇〇〇円
七、四〇七、〇〇〇円	七、四八八、五〇〇円
七、五八五、四〇〇円	七、六六八、八〇〇円
七、六七三、六〇〇円	七、七五八、〇〇〇円
七、七六四、〇〇〇円	七、八四九、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、〇九二、九〇〇円未満の場合又は七、七六四、〇〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇一一を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給及び扶料の最低保障額等の引上げを行うとともに、目症

程度の障害に係る傷病賜金の支給要件の緩和等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年二月十七日 衆議院會議録第七号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成六年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を一・一〇％引き上げるほか、各種加算額等についても所要の改定を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 仮定俸給の引上げ

恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成七年四月分以降、一律に一・一〇％引き上げること。

2 普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成七年四月分以降、それぞれ次表のとおり一・一〇％引き上げること。(七十五歳の年齢区分を廃止する。)

(1) 普通恩給

区 分	現 行 年 額 (円)		改定年額 (円)
	七十五歳未満	七十五歳以上	
長期在職者	六十五歳以上 一、〇七四、一〇〇	一、〇七九、四〇〇	一、〇九一、三〇〇
	六十五歳未満 八〇五、六〇〇		八一八、五〇〇
短期在職者	六十五歳以上 八〇五、六〇〇	八〇九、六〇〇	八一八、五〇〇
	六十五歳未満 六四四、五〇〇	六四七、六〇〇	六五四、八〇〇
短期在職者 (六十五歳以上の者並びに 傷病者に限る)	六十五歳以上 六四四、五〇〇	六四七、六〇〇	六五四、八〇〇
	六十五歳未満 五三七、一〇〇	五三九、七〇〇	五四五、七〇〇

(2) 普通扶助料

区 分	現 行 年 額 (円)		改定年額 (円)
	七十五歳未満	七十五歳以上	
長期在職者	七十五歳未満 七五一、一〇〇	七五四、八〇〇	七六三、一〇〇
	七十五歳以上 五六三、三〇〇	五六六、一〇〇	五七二、三〇〇
短期在職者	七十五歳未満 四四〇、七〇〇	四五二、九〇〇	四五七、九〇〇
	七十五歳以上 三七五、六〇〇	三七七、四〇〇	三八一、六〇〇

3 公務関係扶助料の最低保障額の増額

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、平成七年四月分以降、次表のとおり一・一〇％引き上げること。

区 分	現 行 年 額 (円)	改 定 年 額 (円)
公務扶助料	一、七二八、〇〇〇	一、七四七、〇〇〇
	遺族加算を含む額 一、八五七、九〇〇	遺族加算を含む額 一、八七八、九〇〇
増加非公死扶助料及び特例扶助料	一、三四四、〇〇〇	一、三五九、〇〇〇
	遺族加算を含む額 一、四七三、九〇〇	遺族加算を含む額 一、四九〇、九〇〇

4 傷病恩給の基本年額の増額

増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、平成七年四月分以降、それぞれ次表のとおり一・一〇％引き上げること。

(1) 増加恩給

区 分	現 行 年 額 (円)	改 定 年 額 (円)
第一項 症	五、四五四、〇〇〇	五、五一四、〇〇〇
第二項 症	四、五四五、〇〇〇	四、五九五、〇〇〇
第三項 症	三、七四三、〇〇〇	三、七八四、〇〇〇
第四項 症	二、九六一、〇〇〇	二、九九四、〇〇〇
第五項 症	二、三九七、〇〇〇	二、四二三、〇〇〇
第六項 症	一、九三七、〇〇〇	一、九五八、〇〇〇
第七項 症	一、七六六、〇〇〇	一、七八五、〇〇〇

(2) 傷病年金

区 分	現 行 年 額 (円)	改 定 年 額 (円)
第一款 症	一、六〇六、〇〇〇	一、六二四、〇〇〇
第二款 症	一、二八九、〇〇〇	一、三〇三、〇〇〇
第三款 症	一、〇三七、〇〇〇	一、〇四八、〇〇〇
第四款 症	九一六、〇〇〇	九二六、〇〇〇

(3) 特例傷病恩給

区 分	現行年額 (円)	改定年額 (円)
第一項 症	四、一五七、八〇〇	四、二〇三、五〇〇
第二項 症	三、四六七、九〇〇	三、五〇六、〇〇〇
第三項 症	二、八六六、一〇〇	二、八九七、六〇〇
第四項 症	二、二七一、八〇〇	二、二九六、八〇〇
第五項 症	一、八四七、六〇〇	一、八六七、九〇〇
第六項 症	一、四九七、一〇〇	一、五二三、六〇〇
第一項 症	一、三六一、〇〇〇	一、三七六、〇〇〇
第二項 症	一、二三八、八〇〇	一、二五二、四〇〇
第三項 症	九九五、九〇〇	一、〇〇六、九〇〇
第四項 症	八〇四、八〇〇	八二三、七〇〇
第五項 症	七〇七、九〇〇	七二五、七〇〇

5 傷病者遺族特別年金の基本年額の増額

傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成七年四月分以降、次表のとおり一・一〇％引き上げる。

区 分	現行年額 (円)	改定年額 (円)
傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族	三七七、四〇〇 遺族加算を含む額 四六〇、五五〇	三八一、六〇〇 遺族加算を含む額 四六六、五五〇
第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族	二八三、一〇〇 遺族加算を含む額 三六六、二五〇	二八六、二〇〇 遺族加算を含む額 三七一、一五〇

6 寡婦加算及び遺族加算の増額

(一) 寡婦加算の増額

普通扶助料に係る寡婦加算の額を、次表のとおり増額すること。

扶養遺族数等	現行年額 (円)	改定年額 (円)
子二人以上	二六一、八〇〇	二六三、六〇〇
子一人	一四九、六〇〇	一五〇、六〇〇
子を有しない六十歳以上		

(二) 遺族加算の増額

公務関係扶助料及び傷病者遺族特別年金受給者に支給される遺族加算の額を、次表のとおり増額すること。

区 分	現行年額 (円)	改定年額 (円)
公務関係扶助料	二二九、九〇〇	一三一、九〇〇
傷病者遺族特別年金	八三、一五〇	八四、九五〇

7 目症程度の傷病賜金の支給要件の緩和

目症程度の障害により支給される傷病賜金を、退職後三年を経過してその障害の程度に達した者についても、次表のとおり支給すること。

区 分	金 額 (円)
第一目 症	四八、〇〇〇
第二目 症	三三、〇〇〇

8 施行期日

この法律は、平成七年四月一日から施行すること。ただし、目症程度の傷病賜金に関する改定規定は、同年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成七年度一般会計予算に約百三十五億五千五百万円が計上されている。右報告する。

平成七年二月十六日

内閣委員長 田中 恒利
衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 阪神・淡路大震災により被災した恩給受給者については、その被災の状況にかんがみ、恩給証書の再発行、受給権調査の実施等につき特段の配慮を行い、恩給の受給に支障のないよう努めること。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との差をなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限

平成七年二月十七日 衆議院會議録第七号

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案及び同報告書

を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月十七日
内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)
第四条の二 道府県は、所得割の納税義務者の選択により、阪神・淡路大震災により第三十四条

第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額(阪神・淡路大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。)について

は、平成六年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三十二条第九項及び第三十四条第一項の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により控除された

金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成八年度以後の年度の個人の道府県民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、平成七年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある)と市町村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

3 前二項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十四条第一項第一号」とあるのは「第三十四条の二第一項第一号」と、「第三十二条第九項及び第三十四条第一項」とあるのは「第三十三条第九項及び第三十四条の二第一項」と、「前項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三十三条第九項」とあるのは「第三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、本条の規定の適用がある場合における道府県民税及び市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 雑損控除額等の控除の特例

阪神・淡路大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成六年において生じた損失の金額として、平成七年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるとすること。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成七年二月十七日

地方行政委員長 川崎 二郎

衆議院議長 土井たか子殿

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月十七日
内閣総理大臣 村山 富市

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。

三 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得 それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得をいう。

四 事業所得の金額 所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額をいう。

第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 救済品 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第一項第三号に規定する

救じゅうつのために寄贈された給与品をいう。

二 保稅地域 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九條に規定する保稅地域(同法第三十條第二号の規定により稅關長が指定した場所を含む)をいう。

三 証明書類 關稅法第二百二條第一項に規定する証明書類をいう。

四 保稅藏置場 關稅法第四十二條第一項に規定する保稅藏置場をいう。

五 保稅工場 關稅法第五十六條第一項に規定する保稅工場をいう。

六 保稅展示場 關稅法第六十二條の二第一項に規定する保稅展示場をいう。

七 製造工場 關稅定率法第十三條第一項に規定する製造工場をいう。

第二章 所得稅法の特例
(雜損控除の特例)

第三條 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する所得稅法第七十二條第一項に規定する資産について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額(当該震災に關連するその居住者によるやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保險金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。)については、その居住者の選択により、平成六年において生じた同項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その居住者の平成七年分の所得稅に係る同法の規定の適用については、

同年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、平成六年分の確定申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき稅務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
(被災事業用資産の損失の必要経費算入に關する特例等)

第四條 居住者の有する棚卸資産(所得稅法第二條第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。)

について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額(当該震災に關連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含む。)については、その者の選択により、平成六年において生じたものとして、その者の同年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。この場合において、当該事業所得の金額の計算上必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得稅に係る同法の規定の適用については、

同年において生じなかつたものとみなす。

2 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産(所得稅法第二條第一項第十八号に規定する固定資産をいう。)

その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて阪神・淡路大震災により生じた損失の金額(当該震災に關連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保險金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。)については、その者の選択により、平成六

年において生じた同法第五十一條第一項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得稅に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

3 居住者の有する山林について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額(当該震災に關連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保險金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。)については、その者の選択により、平成六年において生じた所得稅法第五十一條第三項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得稅に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

4 居住者の不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる所得稅法第五十一條第四項に規定する資産について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額(当該震災に關連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保險金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額及び第二項又は前

條第一項に規定する資産に係る損失の金額を除く。)については、その者の選択により、平成六

年において生じた同法第五十一條第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得稅に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

5 前各項の規定は、平成六年分の所得稅について所得稅法第四十條第一項の規定の適用を受ける場合には、適用しないものとし、同項の規定は、前各項の規定を適用することにより同年において同法第二條第一項第二十五号に規定する純損失の金額が生じることとなる場合における同年分の所得稅については、適用しない。

6 第一項から第四項までの規定は、平成六年分の確定申告書にこれらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額の記載がない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき稅務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(非居住者への適用)

第五條 前二條の規定は、非居住者(所得稅法第二條第一項第五号に規定する非居住者をいう。)に課する所得稅の課稅標準及び所得稅の額を計算する場合について準用する。

(政令への委任)

の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例

(災害被害者に対する所得税の減免の特例等)

第七条 阪神・淡路大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、その者の選択により、当該被害を平成六年において受けたものとして、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第一条の規定を適用することができ、この場合において、平成六年分の所得税について同条の規定の適用を受けた者に係る平成七年分の所得税についての同条の規定の適用については、当該震災による被害を同年において受けなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合における災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 関税法等の特例

(申請等の期限の延長等)

第八条 阪神・淡路大震災により相当な損害を受けた地域として大蔵大臣の指定する地域(以下この章において「指定地域」という。)に当該震災の発生の際に住所又は居所を有していた当該震災の被災者に係る関税法又は他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収(以下この条において「申請等」という。)に関する期限で、平成七年一月十七日から大蔵大臣が当該震災の状況を勘案して別に定める日(以下この項及び第四項において「指定日」という。)までの間に到来するものにつ

いては、当該期限を指定日の翌日まで延長する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 税関長は、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない理由により、第一項の規定により延長された申請等に関する期限までにその申請等を行うことができないと認める者があるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、その者に係る当該延長された期限を延長することができる。

4 税関長は、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない理由により、平成七年一月十七日以後に到来する申請等(第一項に規定する被災者に係る申請等で指定日までその期限の到来するものを除く。以下この項において同じ。)に関する期限までにその申請等を行うことができないと認める者があるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、その者に係る当該期限を延長することができる。

5 前各項の規定により関税を納付すべき期限を延長した場合には、その関税に係る延滞税のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

(手数料の還付、軽減又は免除)

第九条 税関長は、次に掲げる貨物に係る関税法第十九条、第三十三条(同法第三十六条において準用する場合を含む。)若しくは第六十九条第二項(同法第七十五条において準用する場合を含む。)(以下この条において「許可等」という。)を受けた者が同法第百条第一号又は第四号の規定によ

り納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができ、

一 救援品に該当する貨物であつて、阪神・淡路大震災の被災者を支援するためのもの

二 指定地域に所在する保税地域に阪神・淡路大震災の発生の際に置かれていた貨物であつて、貨物の保全その他の理由により緊急に当該保税地域から出す必要があると税関長が認めたものその他これに準ずる貨物であると税関長が認めたもの

2 税関長は、前項各号に掲げる貨物に係る許可等を受ける者が関税法第百条第一号又は第四号の規定により納付した手数料については、当該許可等をする場合において必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、これを免除することができる。

第十条 税関長は、次に掲げる証明書類の交付を請求した者が関税法第百一条第二項の規定により納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができ、

一 前条第一項第一号に掲げる貨物に係る証明書類

二 指定地域に所在する保税地域に阪神・淡路大震災の発生の際に置かれていた貨物の当該震災による被害に係る証明書類

三 証明書類又は税関長の行政処分を通知する書類で阪神・淡路大震災の被災者が当該震災の発生の際に交付を受けたものを当該震災に

おいて紛失し、焼失し、又は著しく損傷したことに伴い当該被災者において必要となつた当該証明書類と同一の内容の証明書類又は当該行政処分についての証明書類

2 税関長は、前項各号に掲げる証明書類の交付を請求する者が関税法第百一条第二項の規定により納付すべき手数料については、当該交付をする場合において必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、これを免除することができる。

第十一条 税関長は、指定地域に所在する保税蔵置場、保税工場若しくは保税展示場又は製造工場(以下この条において「保税蔵置場等」という。)が阪神・淡路大震災により損傷したためその業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、政令で定めるところにより、その生じている支障の程度に応じ、当該保税蔵置場等に係る関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項若しくは第六十二条の二第一項の許可又は関税定率法第十三条第一項の承認を受けた者が関税法第百条第三号又は関税定率法第十三条第八項の規定により納付した手数料の額に相当する金額の全部若しくは一部を還付し、又はこれらの規定により納付すべき手数料を軽減し、若しくは免除することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(施行日前に確定申告書を提出した者等に係る更正の請求)

第二条 この法律の施行の日前に平成六年分の所得税につき第二条第一項第二号に規定する確定

申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に所得税法第二条第一項第三十九号に規定する修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の事項)につき第二章又は第三章の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ(平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)

第三条 平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十条の規定並びに」を「第十条の規定、」に改め、「第二条の規定」の下に「並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第三号)第三條第一項、第五條及び第七條第一項の規定を加える。

理 由

阪神・淡路大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年二月十七日 衆議院会議録第七号

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案及び同報告書
徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一 議案の目的及び要旨
 本案は、阪神・淡路大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、国税関係法律の特例を定めるための法律を制定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 阪神・淡路大震災による住宅家財等の損失については、平成六年分の総所得金額等から雑損控除として控除できる所得税法の特例を定める。

2 阪神・淡路大震災による事業用資産等の損失については、平成六年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができ(平成六年分所得税の特例を定める)。

3 阪神・淡路大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、平成六年に被害を受けたものとして所得税の減免を受けることができる災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例を定める。

4 阪神・淡路大震災の被災者に係る関税の納期限を延長する等の関税法等の特例を定める。

5 阪神・淡路大震災の被災者に対する救済物資等を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料等を免除する等の関税法等の特例を定める。

6 その他所要の規定を設ける。

7 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由
 本案は、阪神・淡路大震災の被災者等の負担

の軽減を図る等のため、国税関係法律の特例を定めるための法律を制定しようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成七年二月十七日
 大蔵委員長 尾身 幸次
 衆議院議長 土井たか子殿
 (別紙)
 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議
 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法の執行に当たり、被災者である納税者の実情等に十分留意して、税務相談・広報の充実を期する等、その円滑な実施に特段の努力を行うこと。

一 今般の阪神・淡路大震災が広範な地域にわたる、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者・被災企業等の生活・事業を早急に旧に復させその継続性を確保する等の観点から、本法による所得税の緊急対応等に引き続き、税の制度、執行両面にわたり、可能な限り迅速、適切かつ有効な対応を行うこと。

一 税務執行面においては、今般の緊急対応等の迅速な実施を含め、変動する納税環境に的確に対応するため、今後とも国税職員及び税関職員との処遇改善、定員確保等、税務執行体制の一層の充実に特段の努力を行うこと。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
 国会に提出する。

平成七年二月十七日
 内閣総理大臣 村山 富市

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「六百万円」を「千万円」に、「三百万円」を「五百万円」に、「四百五十万円」を「七百五十万円」に改める。

第三条第二項から第四項までの規定中「六百万円」を「千万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(以下「新法」という)第二条の規定は、平成六年分以後の所得税について適用し、平成五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 新法第三条の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前に平成六年分又は平成七年分の所得税につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書を提出した者及び同日前に平成六年分又は平成七年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の

平成七年二月十七日 衆議院會議録第七号

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に所得税法第二十一条第三十九号に規定する修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ

理由

災害被害者の負担の軽減を図るため、所得税の減免及び徴収猶予を受けることができる所得限度

全額免除される限度額	三〇〇万円
二分の一軽減される限度額	四五〇万円
四分の一軽減される限度額	六〇〇万円

改正案

全額免除される限度額	五〇〇万円
二分の一軽減される限度額	七五〇万円
四分の一軽減される限度額	一、〇〇〇万円

- この法律は、公布の日から施行する。
- 以上の改正は、原則として、平成六年分の所得税から適用する。

議案の可決理由

本案は、災害被害者の負担の軽減を図るため、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正を行おうとするもので、時宜に應ずるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決

額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、災害被害者の負担の軽減を図るため、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を千万円（現行六百万円）に引き上げた上、所得税の軽減免除をする場合の所得限度額を次のとおり引き上げる。

議を付することに決した。

右報告する。

平成七年二月十七日

大蔵委員長 尾身 幸次

衆議院議長 土井たか子殿

（別紙）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで

ある。

一 本法の執行に当たり、被災者である納税者の実情等に十分留意して、税務相談・広報の充実を期する等、その円滑な実施に特段の努力を行うこと。

一 今般の阪神・淡路大震災が広範な地域にわたる、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者・被災企業の生活・事業を早急に旧に復させその継続性を確保する等の観点から、本法による所得税の緊急対応等に引き続き、税の制度、執行両面にわたり、可能な限り迅速、適切かつ有効な対応を行うこと。

一 税務執行面においては、今般の緊急対応等の迅速な実施を含め、変動する納税環境に的確に対応するため、今後とも国税職員及び税関職員の処遇改善、定員確保等、税務執行体制の一層の充実に特段の努力を行うこと。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣 村山 富市

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 前条第一項の規定による申請をする

ことができる者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、その者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があった場合において、公害健康被害認定審査会の意見を聴き当該申請に係る指定疾病がその後においても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新する。この場合において、更新された認定は、前項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

3 第七条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「政令で定める期間内」とあるのは、「第八条の二第二項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

第三十条第一項第二号中「未満」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること」に改める。

第三十三条第五号中「達した」の下に「日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十条第一項第二号及び第三十三条第五号の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

2 改正後の第八条の二の規定は、この法律の施行の日以後に生じた災害その他やむを得ない理由により第八条第一項の規定による申請をすることができなかった者について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、平成七年の兵庫県南部地震による災害により第八条第一項の規定による申請をすることができなかった者については、改正後の第八条の二の規定を適用する。この場合においては、同条第一項中「その理由のやんだ日」とあるのは、「公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）の施行の日」とする。

理 由

公害の影響による健康被害に係る被害者の保護の充実を図るため、被害者の子等に支給する遺族補償費の支給対象に十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある者を含めることとするとともに、補償給付に係る認定の更新について災害その他やむを得ない理由がある場合の特例措置を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公害の影響による健康被害者の保護の一層の充実を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 認定の更新に係る特例措置の創設

(一) 公害の影響による健康被害に係る認定の更新の申請をすることができず、災害その他やむを得ない理由により当該認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、その者は、その理由

のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができるようとする。

(二) 都道府県知事は、前項による申請があった場合において、当該申請に係る指定疾病がその後においても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。

(三) その他所要の規定の整備を行うものとする。

2 遺族補償費の支給対象の拡大

公害の影響による健康被害者の子等に支給する遺族補償費の支給対象に十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある者を含めるものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は公布の日から施行する。ただし、2については平成七年四月一日から施行するものとする。

(二) 1による改正後の規定は、この法律の施行の日以後に生じた災害その他やむを得ない理由により認定の更新の申請をできなかった者について適用するものとする。

(三) 前項にかかわらず、平成七年の兵庫県南部地震による災害により認定の更新の申請をすることができなかった者については、1を適用する。この場合においては、1の第一項中「その理由のやんだ日」とあるのは、「本法施行の日」とするものとする。

二 議案の可決理由

本案は、公害の影響による健康被害者の保護の一層の充実を図るための措置を講じようとするもので、その趣旨は妥当と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成七年二月十七日

環境委員長 阿部 昭吾

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 阪神・淡路大震災に被災した被認定者が補償給付等を適切に受けられるよう、更新手続の周知徹底、医療機関等関係者への指導等を行うこと。

二 環境モニタリング調査により、阪神・淡路大震災に伴う環境汚染の状況の的確な把握を行うとともに、大震災により損壊した環境測定機器の早急な復旧整備を図ること。

三 阪神・淡路大震災の復興に当たって、環境に影響を及ぼさないよう、事業者への指導、住民への啓発等適切な環境汚染防止対策を講じ、地域住民の健康を守ること。

四 被認定者に対する認定更新に当たっては、その保護に欠くことのないよう配慮するとともに、治癒によって制度を離脱した者についても、フォローアップに努めること。

五 主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、その健康影響に関する科学的知見が十分で

ない現状にかんがみ、調査研究を一層推進するとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。

六 大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、地方公共団体から指摘されている状況を見ても改善は大幅に遅れており、早急に環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。

七 大気汚染の発生源として近年、自動車等の移動発生源がその寄与度を高めていることから、自動車による大気汚染を改善するための総合的な自動車公害対策を推進すること。

平成七年二月十七日 衆議院会議録第七号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第四号の発送は都合により後日となるため、第七号を先に発送しました。)

発行所	
虎ノ門二丁目一番四号	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	
電話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（税別）	本号一部
送 料	三円を合
別	一〇三円